令和3年	年度 一般	会計歳出	出 第10款	2項2目 12	節 委託料	(01)調	査・測量	量委託等
	種目番	号	委託	担当				
受付番号		追	<b>基絡先</b>	市営住宅課	担当者名	かみやま 上山	ひさえ 友	
							電 話	671-2942
		·	設	計		書		
1 委	託	名	市営中村町	「住宅ほか3件7	/スベスト及	とび PCB 1	含有調查	查業務委託
2 履	行 場	所 .	横浜市南	区中村町3丁	一目 211 番	地ほか		
3 履行				段約決定の日 かり 3和 年 月 日		三11月12	2日ま	<u></u>
4 契約	区分		■ 確定契約	J		概算契約	约	
5 その	他特約事	事項 _						
6 現	場説	明	■ 不要					
7 委	託 概	要	□要(月	日時分	場所		)	
	,,		中村町住宅	Eほか3件のアス	ベスト及び	PCB 含有	調査を行	<u> </u>
8 部	分	払	□する	(12 回以内)				
			■ しない					
	委	託代金	<del></del> 金 額	¥				
内	訳業	務価相	 各	¥				

# 内 訳 書

名称	形状寸法等	数量	単位	単 価(円)	金 額(円)	摘要
アスベスト及び PCB 含 有調査 (市営中村町住宅 ほか3件)						
計画準備(現地下見、計画書作成等)			一式			
書面調査(資料整理を含む)			一式			
現地調査(目視による)			一式			
データ処理、報告書作成			一式			
諸経費			一式			
計						
合計						
消費税及び地方消費税額相当						
総計						

## 市営中村町住宅ほか3件アスベスト及びPCB含有調査業務委託 仕様書

### 一般仕様書

(適用)

- 第1条 本仕様書は、横浜市契約事務受任者 横浜市建築局長 が実施する市営中村町住宅ほか 3 件アスベスト及び PCB 含有調査業務委託 (以下「委託業務」という。) に適用する。
- 2 特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先して適用される。 (用語の定義)
- 第2条 監督職員とは、委託業務を監督する横浜市の指定する職員をいう。
- 2 指示とは、委託者側の発議により監督職員が受託者に対し、監督職員の所掌事務に関する方 針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 3 承諾とは、受託者側の発議により受託者が監督職員に報告し監督職員が了解することをいう。
- 4 協議とは、監督職員と受託者が対等の立場で合議することをいう。 (法規の遵守)
- 第3条 委託業務の実施に当たり、関係の法令、条例その他諸規定を守り、業務の円滑な進行を図らなければならない。

(業務確認)

第4条 受託者は、主要委託業務段階のうち、特記仕様書又はあらかじめ監督職員の指示した箇所については監督職員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

(打合せ等)

- 第5条 業務を適正かつ円滑に実施するため、現場責任者と監督職員は常に密接な連絡をとり、 業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 業務着手時等別途指定する業務の区切りにおいて、受託者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について記録し相互に確認しなければならない。

(第三者損害)

第6条 受託者は、委託業務実施に当たり、万一第三者に損害を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、誠意をもって事後処理に当たらなければならない。

(疑義)

第7条 受託者は、委託業務の実施に当たり、設計書等に疑義が生じたときは、監督職員と協議しなければならない。

## 特記仕様書

#### 1 委託名称

市営中村町住宅ほか3件アスベスト及びPCB含有調査業務委託

### 2 履行場所

市営中村町住宅 横浜市南区中村町3丁目211番地

市営さかえ住宅 横浜市港北区日吉六丁目13番

市営尾張屋橋住宅 横浜市西区西平沼町7番4号

市営川辺町住宅 横浜市保土ケ谷区川辺町4番地の2

#### 3 履行期間

契約締結日から令和3年11月12日(金)まで

#### 4 委託内容

市営中村町住宅ほか3件の建替え及び住戸改善に向け、該当建物のアスベスト及びPCBの含有について、書面及び目視調査を行います。

- (1) 計画準備
  - ・現地下見、調査計画書作成等の準備作業
- (2) 書面調査
  - ・矩計図、仕上表等による書面調査
- (3) 目視調査
  - 現地建物調査
- (4) データ整理・報告書作成

## 5 調查対象建築物

#### 【市営中村町住宅】

- ア 所在地 横浜市南区中村町3丁目211番地
- イ 調査棟 1号棟
- ウ 設計年度 昭和36年度(竣工:昭和37年度)
- エ 延べ面積 約1,100 m<sup>2</sup>
- オ 住戸面積 29.76 ㎡

#### 【市営さかえ住宅】

- ア 所在地 横浜市港北区日吉六丁目 13番
- イ 調査棟 1、2号棟
- ウ 設計年度 昭和44年度(竣工:昭和45年度)

- エ 延べ面積 約8,200 ㎡ (1、2号棟)
- 才 住戸面積 29.25 m²、35.94 m²、41.79 m²

### 【市営尾張屋橋住宅】

ア 所在地 横浜市西区西平沼町7番4号

イ 調査棟 1棟

ウ 設計年度 昭和48年度(竣工:昭和49年度)

エ 延べ面積 約1,940 ㎡

才 住戸面積 37.68 m²

## 【市営川辺町住宅】

ア 所在地 横浜市保土ケ谷区川辺町4番地の2

イ 調査棟 1棟(1階交通局事務所を含む)

ウ 設計年度 昭和45年(昭和47年度竣工)

エ 延べ面積 約15,390 m<sup>2</sup>

才 住戸面積 38.88 m²

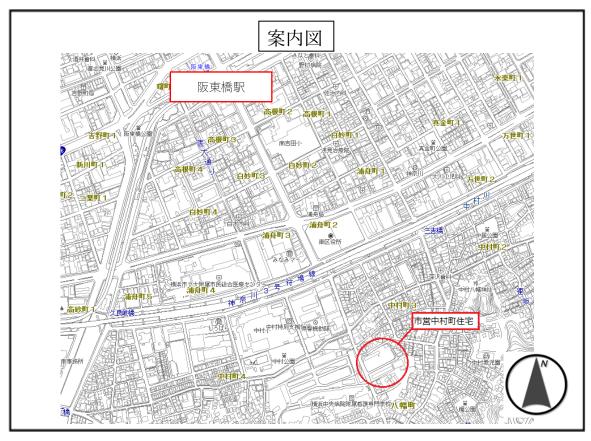
## 6 成果品

調査結果報告書(A4版)1部、電子データー式(住宅ごとに作成)

## 7 その他

- (1) 本調査は、石綿障害予防規則第3条に伴う事前調査(書面、目視)とします。
- (2) 現地調査における作業時間は、平日の9 時から1 7 時とします。
- (3) 建物は使用中につき、調査を行う空き住戸については、本市職員と協議の上、 1~3戸程度の空き住戸で目視調査となります。
- (4) 検討業務にあたり必要な資料や情報がある場合は、本業務監督員である本市職員と協議すること。
- (5)業務の執行にあたっては、本市職員と連絡を取り、その指示に従うこと。

## 市営中村町住宅

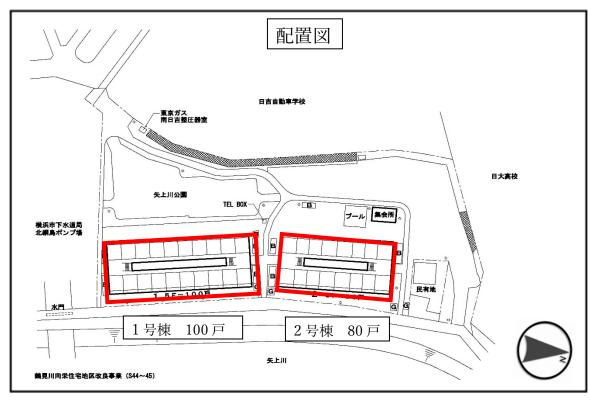




この地図の著作権は横浜市に帰属しています。 この地図は一部加工して使用しています。

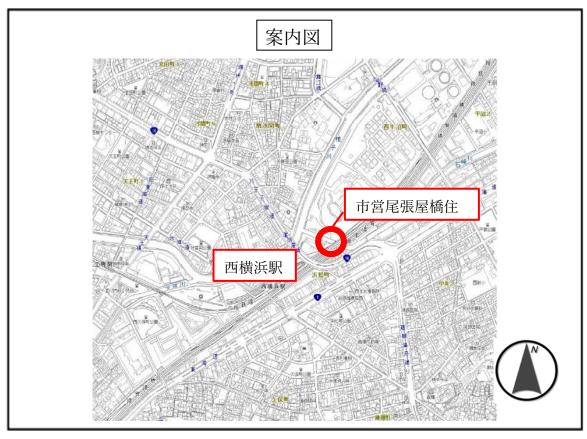
## 市営さかえ住宅

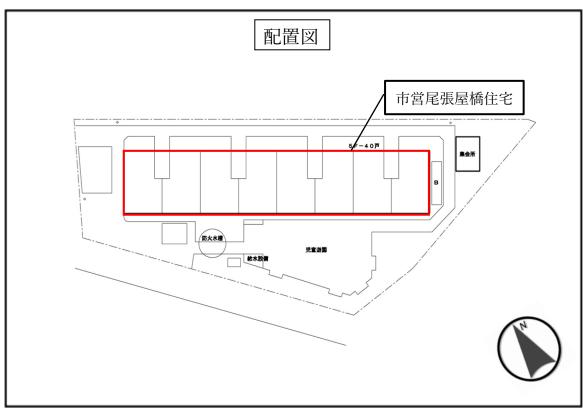




この地図の著作権は横浜市に帰属しています。 この地図は一部加工して使用しています。

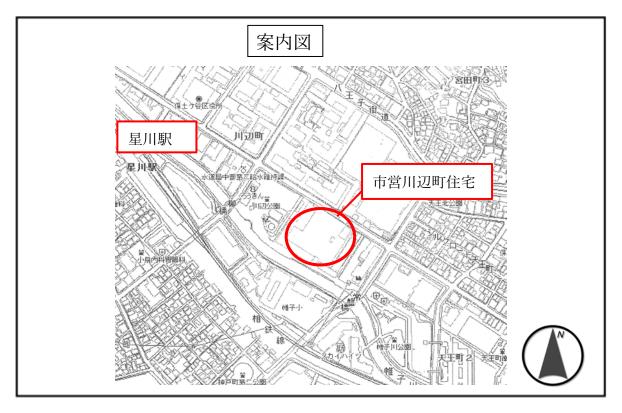
## 市営尾張屋橋住宅

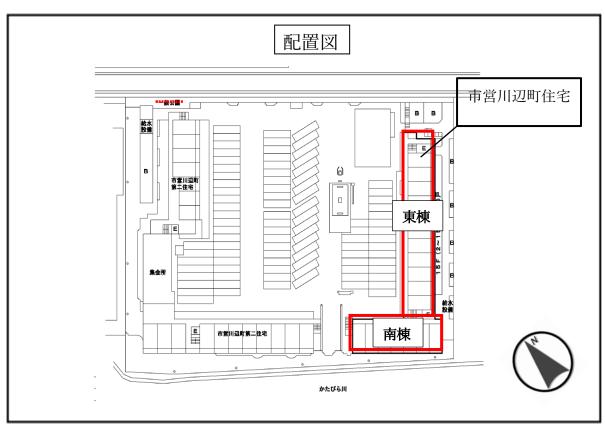




この地図の著作権は横浜市に帰属しています。 この地図は一部加工して使用しています。

## 市営川辺町住宅





この地図の著作権は横浜市に帰属しています。

この地図は一部加工して使用しています。